

## (参考2) 個別指導自主点検表⑥ (処置料)

### (1) 消炎鎮痛等処置

- 診療録の記載において消炎鎮痛等処置（マッサージと器械）の区別はできているか
- 消炎鎮痛処置を算定する場合、医師の指示、実施内容の記載（器械による療法とマッサージ等の実施）があるか
- 消炎鎮痛等処置の算定において、診療録の記載がない例がないか
- 同一日にリハビリテーション料を算定しているにもかかわらず算定していないか
- 「マッサージ等の手技による療法」について、「あんま、マッサージおよび指圧による療法」に該当しないものについて算定していないか
- 医師の指示、実施内容の診療録への記載があるか
- 医学的な必要性、有効性の評価を行い、長期漫然と実施していないか
- 湿布処置について、算定要件を満たさない狭い範囲に実施したものはないか
- 「消炎鎮痛等処置（器具等による療法）」で算定すべきところ「創傷処置（100平方センチメートル未満）」で算定していないか

### (2) 皮膚科関連処置

- いぼ冷凍凝固法において、3箇所以下を4箇所以上として算定していないか
- 軟属腫摘除において、10箇所未満を30箇所以上として算定していないか
- 軟属腫摘除にかかる一連の処置を、皮膚科軟膏処置として別に算定していないか
- 皮膚科光線療法について、診療録への〔医師の指示・実施した療法の内容〕についての記載が不十分にもかかわらず算定していないか

### (3) 眼科関連処置

- 「眼処置」で算定すべきところ「創傷処置（100平方センチメートル未満）」で算定していないか
- 「眼処置」で算定すべきところ「麦粒腫切開術」で算定していないか
- 睫毛抜去について、少数の場合であるにもかかわらず、多数の場合として算定していないか

### (4) 人工腎臓関連

- 継続して血液透析を実施する必要のない緊急透析の患者に対して導入期加算を算定していないか
- 人工腎臓を行った時間（開始および終了した時間を含む）の診療録等への記載が画一的ではないか
- 障害者加算について著しく人工腎臓が困難なものに該当しない患者に対して、算定していないか
- 糖尿病の病名のみで、頻回の処置検査がない患者に対して、算定していないか
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算について、慢性維持透析を実施している全ての患者に対してリスク評価を行っているか
- 「血液透析患者における心血管合併症の評価と治療に関するガイドライン」等に基づく適切なリスク評価を行っているか

### (5) その他

- 胃瘻カテーテル交換法において、交換後の確認を画像診断等を用いて行っていないものについて算定していないか
- 留置カテーテル設置において包括されている注射用蒸留水を別途算定していないか
- 「粘（滑）液嚢穿刺注入（片側）」で算定すべきところ「関節穿刺（片側）」で算定していないか
- 同一日に実施した〔人工呼吸・喀痰吸引・超音波ネブライザー〕をそれぞれ算定していないか

か

- 在宅自己導尿指導管理料または在宅寝たきり患者処置指導管理料算定患者（これらに係る在宅療養指導管理材料加算、薬剤料または特定保険医療材料料のみを算定している者を含む）について、膀胱洗浄の費用を算定していないか
- 算定できない〔点眼・洗眼・眼軟膏処置〕処置を創傷処置として算定していないか
- 鼻腔栄養について、栄養処置に該当しないものについて算定していないか
- 鼻マスク式人工呼吸器を用いた人工呼吸について、 $\text{PaO}_2/\text{FiO}_2$  が 300mmHg 以下または  $\text{PaCO}_2$  が 45mmHg 以上の急性呼吸不全の場合に該当しない場合に算定していないか
- 通常の導尿（基本診療料に含まれるもの）について、導尿（尿道拡張を要するもの）として算定していないか
- 硬膜外自家血注入について、関係学会の定める脳脊髄液漏出症の画像診断基準に基づき、脳脊髄液漏出症として「確実」または「確定」と診断されたものに該当しないにもかかわらず、算定していないか
- 血腫、膿瘍穿刺について、小範囲のものについて算定していないか
- 扁桃処置について、処置内容の診療録への記載が不十分にもかかわらず算定していないか
- 耳垢栓塞除去（複雑なもの）について、耳垢水等を用いなければ除去できない耳垢栓塞を完全に除去したことが明らかではないものを算定していないか

（出典 「保険診療における指導・監査」厚労省ホームページ資料より編著者が抜粋作成した）